



熊本県公報

第13495号
令和7年(2025年)
12月19日(金)
(毎週火・金発行)

目 次

告 示

○道路の供用開始	(道路保全課)	1
○道路の供用開始	(")	1
○保安林の指定の解除	(森林保全課)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止	(障がい者支援課)	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(")	2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	2
○保安林の指定に関する予定	(")	3
○保安林の指定に関する予定	(")	3
○熊本県立高等技術専門校自動車車体整備科1・2年自動車整備用リフト等一式調達及び設置業務委託の競争入札参加資格等	(労働雇用創生課)	3
○熊本県貸金業事務取扱要項の一部改正	(消費生活課)	4
公 告			
○荒尾・玉名・長洲広域圏都市計画区域マスターplanの改訂(原案)に係る公聴会の開催	(都市計画課)	5
○土地改良区の役員の選任等	(農村計画課)	6
○土地改良区の役員の選任等	(")	7
○道路の位置の指定	(建築課)	8
○道路の位置の指定	(")	8
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(")	8
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(")	9
○熊本県立高等技術専門校自動車車体整備科1・2年自動車整備用リフト等一式調達及び設置業務委託に係る一般競争入札の実施	(労働雇用創生課)	9
登 載 依 頼			
○令和7年度(2025年度)第14回熊本県いじめ防止対策審議会(答申)の開催	(いじめ防止対策審議会)	12

告 示

熊本県告示第881号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)12月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)12月19日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田熊本線	菊池郡大津町大字錦野字前田 136番地先から 同所 139番2地先まで	124.3	活力創出 基盤交付 金

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)12月26日

熊本県告示第882号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の

供用を開始する。

その関係図面は、令和7年(2025年)12月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年(2025年)12月19日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	大津植木線	合志市合生字東沖野 4045番4地先から 合志市野々島字八反畑 4837番地先まで	2230.0	広域連携 交付金 (道路改築)

2 供用を開始する期日 令和7年(2025年)12月20日

熊本県告示第883号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和7年(2025年)12月19日

熊本県知事 木 村 敬

1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県玉名郡和水町中十町字笹原298番53(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに和水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第884号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年(2025年)12月19日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ヘルパーステーションいづみ 人吉市南泉田町70番地3	有限会社リバティライフ 人吉市南泉田町70番地3 竹田 篤司	同行援護	令和7年(2025年)12月31日

熊本県告示第885号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和7年(2025年)12月19日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労選択支援センター宇城ランド 宇城市松橋町久具358 —14 うきうきビル1F	NPO法人あいランド 宇城市三角町三角浦11 60-179 濱田 真和	就労選択支援	令和7年(2025年)12月10日

熊本県告示第886号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林

にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和7年(2025年)12月19日

熊本県知事 木村 敬

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池郡大津町大字平川字壹町畠2417番・2421番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、2420番、字姥ヶ平3193番(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇壹町畠2417番、2420番、2421番、字姥ヶ平3193番(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに大津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第887号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和7年(2025年)12月19日

熊本県知事 木村 敬

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市寺島字山口2164番、字堂ノ下2378番2・2471番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、2373番、2374番、2376番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇山口2164番・字堂ノ下2373番・2374番・2376番(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、2378番2、2471番

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第888号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和7年(2025年)12月19日

熊本県知事 木村 敬

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町椎持字小川内1093番1・1093番2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第889号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和7年(2025年)12月19日

熊本県知事 木村 敬

- 1 競争入札に付する事項
熊本県立高等技術専門校自動車車体整備科1・2年自動車整備用リフト等一式調達及び設置業務委託
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の問合せ先に電子申請し、添付書類を持参又は送付により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理課調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和8年(2026年)1月9日(金)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和10年(2028年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和9年(2027年)9月1日から令和9年(2027年)10月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)までに行う。

熊本県告示第890号

熊本県貸金業事務取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

令和7年12月19日

熊本県知事 木村 敬

熊本県貸金業事務取扱要項の一部を改正する要項

熊本県貸金業事務取扱要項(平成19年熊本県告示第1065号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1条の5第2項及び第3項」を「第1条の5第2項、第4条」に、「第7条第2項及び第3項」を「第7条第2項、第8条」に、「第10条第2項及び第3項」を「第10条第2項」に、「第26条の25第2項及び第3項」を「第26条の25第2項」に改め、同条第4項中「法第4条第2項第4号」を「規則第4条第3項」に、「所在地を証する書面又はその写し」を「所在地に関する登記事項証明書その他当該所在地を証する書面」に改め、同条第5項中「第4条第3項第9号」を「第4条第4項第11号」に、「同項第8号」を「同項第10号」に、「同項第10号」を「同項第12号」に改め、同条第10項中「第5条の3の2及び第5条の4の2」を「第5条の6及び第5条の8」に改め、同条第11項第5号中「第5条の4第1項第2号」を「第5条の7第1項第2号」に改め、同項第6号中「第5条の4第1項第3号」を「第5条の7第1項第3号」に改める。

第3条第2項中「第4条の3第2項」を「第4条の3第1項」に改める。

第12条中「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)」を「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)、同ガイドライン(外国にある第三者への提供編)、同ガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)及び同ガイドライン(仮名加工情報・匿名加工情報編)(以下、合わせて「保護法ガイドライン」という。)、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「金融分野ガイドライン」という。)」に改め、同条第1号中「保護法ガイドライン」の次に「、金融分野ガイドライン」を加え、同条第3号ア(ア)中「保護法ガイドライン第10条」を「金融分野ガイドライン第8条」に改め、同号イ(ア)中「保護法ガイドライン第11条」を「金融分野ガイドライン第9条」に改め、同条第4号中「保護法ガイドライン第6条第1項各号」を「金融分野ガイドライン第5条第1項各号」に改める。

第13条第6号中「保護法ガイドライン第12条」を「金融分野ガイドライン第10条」に改める。

第14条中「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成14年法律第32号。以下「本人確認法」という。)に基づく本人確認及び組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号。以下「組犯法」という。)に基づく疑わしい取引の届出」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。)に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置(犯収法第11条に定める取引時確認等の措置をいう。以下「取引時確認等の措置」という。)」に改め、同条第2号イ中「勘案のうえ、」の次に「犯収法第8条第2項並びに犯収法施行規則第26条及び第27条に基づいた」を加える。

第15条の見出し中「被害」の次に「の防止」を加える。

第17条第1項中「第26条の25第4号」を「第26条の25第1項第4号」に改める。

第20条第2号ア中「第16条第5号」を「第12条第5号」に改める。

第22条第4号カ中「第120条第4項」を「第120条第6項」に改め、同号ケ中「厚生年金保健法施行規則第82条」を「厚生年金保険法施行規則第82条等」に改め、同号コ中「第231条」の次に「等」を加え、同条第5号イ中「当該勤務先の代表者その他の権限を有する者の記名押印」を「ただし、当該勤務先の代表者その他の権限を有する者が確認したことの記録」に改め、同条第6号中「法第13条の2第2項に規定する住宅資金貸付契約等(以下「除外貸付け」という。)又は法第13条の2第2項及び法第13条の3第5項に規定する個人顧客の利益の保護に支障を生ずることがない契約として内閣府令で定めるもの(以下「例外貸付け」という。)にあっては」を「除外貸付・例外貸付となる契約であれば」に改める。

第30条中「第5条の3の2第2項」を「第5条の6第2項」に改め、同条第2号中「第1条の2の3第2項」を「第1条の2の4第2項」に、「第1条の2の3第5項」を「第1条の2の4第5項」に改め、同号イ中「第1条の2の3第5項第1号」を「第1条の2の4第5項第1号」に改め、同号ウ中「第1条の2の3第5項第1号」を「第1条の2の4第5項第1号」に改め、同号ウ(イ)及び(ウ)中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

第33条第1項中「第1条の2の3第2項」を「第1条の2の4第2項」に、「第5条の3の2第1項」を「第5条の6第1項」に、「第5条の4の2第1項」を「第5条の8第1項」に、「第5条の4第1項各号」を「第5条の7第1項各号」に改める。

第36条第3号中「業務停止命令」を「業務停止処分」に改める。

第43条第5項中「インターネットのホームページ」を「SNS(インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク(ソーシャルネットワーク)を構築するサービスをいう。)上」に改める。

別記様式第5号中「健康保険証」を「健康保険証に代えて保険者から交付される資格確認書」に改める。

附 則

この要項は、令和7年12月19日から施行する。

公 告

熊本県公告第723号

都市計画の案を作成するので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項及び熊本県都市計画公聴会規則(昭和45年熊本県規則第47号)第2条の規定により公聴会を次のとおり開催する。

令和7年(2025年)12月19日

熊本県知事 木村 敬

1 日時

令和8年(2026年)1月20日(火)午後6時30分から
ただし、公述の申出がない場合は開催しない。

2 場所

玉名市岩崎1004番1 県北広域本部玉名地域振興局4階大会議室

3 意見を求める都市計画の原案

荒尾・玉名・長洲広域圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(原案)のとおり(当該原案の添付は省略し、令和7年(2025年)12月19日(金)から令和8年(2026年)1月15日(木)まで(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日(月)から翌年の1月3日(土)までを除く午前8時30分から午後5時15分まで)熊本県土木部道路都市局都市計画課、県北広域本部土木部技術管理課、玉名地域振興局土木部維持管理調整課、荒尾市地域振興部都市計画課、玉名市建設部都市整備課及び長洲町建設課において閲覧に供する。)

4 公述の申出について

荒尾、玉名、長洲都市計画区域に住所を有し、公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書(別記様式)に記入の上、持参、郵送又は電子メールで次により提出

すること。

(1) 持参により提出する場合

令和8年(2026年)1月15日(木)午後5時15分までに熊本県土木部道路都市局都市計画課、県北広域本部土木部技術管理課、玉名地域振興局土木部維持管理調整課、荒尾市地域振興部都市計画課、玉名市建設部都市整備課又は長洲町建設課に提出すること。

(2) 郵送又は電子メールにより提出する場合

令和8年(2026年)1月15日(木)午後5時15分必着で、熊本県土木部道路都市局都市計画課まで提出すること。

〒862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

e-mail: toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp

5 公述人の選定について

公述申出書を提出した者は、公聴会において意見を述べることができる。ただし、同種の趣旨の意見を有する者が多数あるときは他の公聴会の目的を達成するために知事が必要と認めるときは、公述人の数又は時間を制限することがある。また、意見の内容が今回の案件に関係がない場合は、公述できない。どちらの場合も、その旨を本人に通知する。

なお、公述人が陳述する際は、公述申出書の内容に準じて意見を述べるものとし、当該範囲を超えてはならない。

6 傍聴について

公聴会は、原則として自由に傍聴できる。

7 公聴会に関する問合せ先

熊本県土木部道路都市局都市計画課 電話: 096-333-2520
FAX: 096-387-1152

(別記様式)

令和7年(2025年)12月 日

熊本県知事 木村 敬 様

公述申出人
住所
氏名
年齢
職業
電話番号

公述申出書

私は、令和8年1月20日に開催される荒尾・玉名・長洲広域圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関する公聴会で、下記のとおり意見を公述したいので申し出ます。

記

意見の要旨及び理由(別紙可)

※ 公述申出書は、A4判とし、意見の要旨及び理由は、400字以内で簡潔に記載すること。

※ 記載内容(住所、氏名、年齢、職業、電話番号、意見の要旨及び理由)に不足があるときは公述できない場合があるため、漏れなく記入すること。

熊本県公告第724号

阿蘇郡南阿蘇村に事務所を置く久木野村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第19項の規定により公告する。

令和7年(2025年)12月19日

熊本県知事 木村 敬

役職名	氏名	住所
退任		
理事	月本 亨	阿蘇郡南阿蘇村大字久石1036番地
理事	藤原 健男	阿蘇郡南阿蘇村大字久石1664番地
理事	原田 政雄	阿蘇郡南阿蘇村大字久石3122番地
理事	荒牧 俊郎	阿蘇郡南阿蘇村大字久石2587番地
理事	浅尾 茂	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰821番地
理事	光永 政敏	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰1332番地
理事	今村 信次	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰4888番地

理事	今村 武博	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 3 6 4 8 番地
理事	阪田 健男	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 3 1 3 9 番地
監事	柄原 泰明	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 1 4 6 5 番地 3
監事	浅尾 義男	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2 6 9 8 番地
監事	今村 杉也	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 4 1 9 2 番地
監事	緒方 幸雄	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 3 9 5 0 番地 5
就任		
理事	月本 亨	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 1 0 3 6 番地
理事	藤原 健男	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 1 6 6 4 番地
理事	原田 力雄	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 3 2 9 6 番地 2
理事	荒牧 俊郎	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2 5 8 7 番地
理事	浅尾 茂	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 8 2 1 番地
理事	光永 政敏	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 1 3 3 2 番地
理事	今村 信次	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 4 8 8 8 番地
理事	今村 杉也	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 4 1 9 2 番地
理事	阪田 健男	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 3 1 3 9 番地
監事	芹口 正典	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 3 6 1 4 番地 1
監事	渡邊 直喜	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 6 1 番地 4
監事	今村 鶴美	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 4 1 7 2 番地 3
監事	緒方 幸雄	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 3 9 5 0 番地 5

熊本県公告第725号

上益城郡益城町に事務所を置く益城町土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和7年（2025年）12月19日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	岩村 久雄	上益城郡益城町赤井 1 9 5 1 番地
理事	豊田 守	上益城郡益城町砥川 2 7 7 7 番地
理事	滝川 信一	上益城郡益城町小池 2 1 5 4 番地 3
理事	森田 慈秀	上益城郡益城町島田 1 0 4 0 番地
理事	稻田 忠則	上益城郡益城町広崎 6 0 9 番地 2
理事	大川 賢	上益城郡益城町福富 7 7 1 番地
理事	岩下 孝道	上益城郡益城町馬水 5 2 0 番地 1
理事	野田 昭年	上益城郡益城町木山 5 8 8 番地 5
理事	森山 一喜	上益城郡益城町宮園 5 6 2 番地
理事	豊島 利秋	上益城郡益城町寺迫 9 5 7 番地 1
理事	農 政憲	上益城郡益城町福原 5 5 6 番地 3
理事	福永 祐一郎	上益城郡益城町平田 5 0 9 番地 3
理事	寺本 精喜	上益城郡益城町寺中 8 6 2 番地
理事	下田 利久雄	上益城郡益城町下陳 4 4 3 番地 2
理事	清村 幸成	上益城郡嘉島町井寺 3 0 2 1 番地
理事	森下 文夫	上益城郡嘉島町下六嘉 3 1 9 9 番地
監事	高木 敬司	上益城郡益城町小池 2 3 9 3 番地 5
監事	吉原 信一	上益城郡益城町安永 6 0 8 番地
監事	吉川 計幸	上益城郡益城町寺迫 1 5 6 5 番地 1
監事	水本 英敏	上益城郡益城町平田 1 0 0 5 番地
監事	竹下 利昭	上益城郡益城町田原 3 2 0 番地
監事	高木 充志	上益城郡嘉島町井寺 1 0 3 7 番地
就任		
理事	岩村 久雄	上益城郡益城町赤井 1 9 5 1 番地

理事	富田 徳弘	上益城郡益城町砥川 2429番地
理事	高森 友視	上益城郡益城町小池 1320番地 10
理事	堀川 博光	上益城郡益城町島田 779番地 1
理事	斎藤 保	上益城郡益城町古閑 421番地
理事	上田 和浩	上益城郡益城町惣領 1028番地
理事	上村 直嗣	上益城郡益城町安永 665番地
理事	吉本 裕二	上益城郡益城町木山 396番地
理事	河内 正明	上益城郡益城町宮園 473番地
理事	松本 知治	上益城郡益城町寺迫 950番地
理事	農 政憲	上益城郡益城町福原 556番地 3
理事	福永 祐一郎	上益城郡益城町平田 509番地 3
理事	寺本 精喜	上益城郡益城町寺中 862番地
理事	下田 利久雄	上益城郡益城町下陳 443番地 2
理事	清村 幸成	上益城郡嘉島町井寺 3021番地
理事	森下 文夫	上益城郡嘉島町下六嘉 3199番地
監事	境田 正治	上益城郡益城町島田 984番地
監事	石川 浩	上益城郡益城町福富 892番地 1
監事	吉川 計幸	上益城郡益城町寺迫 1565番地 1
監事	森永 進	上益城郡益城町平田 1098番地
監事	竹下 利昭	上益城郡益城町田原 320番地
監事	高木 充志	上益城郡嘉島町井寺 1037番地

熊本県公告第726号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和7年（2025年）12月19日

熊本県知事 木村 敬

- 1 築造者の住所 福岡県大牟田市長田町32番地の1
 2 築造者の氏名 三池生コンクリート工業株式会社
 3 道路の位置 玉名郡長洲町大字高浜字岩原895番1
 4 道路の幅員 6.00メートル
 5 道路の延長 81.19メートル
 6 指定年月日 令和7年（2025年）12月5日
 7 指定番号 熊本県指令北景建第206号

熊本県公告第727号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和7年（2025年）12月19日

熊本県知事 木村 敬

- 1 築造者の住所 熊本市東区健軍本町1番8号
 2 築造者の氏名 コンフォートハウス株式会社
 3 道路の位置 菊池郡大津町大字室字北出口1388番4及び同1388番11
 4 道路の幅員 4.02メートルから6.25メートルまで
 5 道路の延長 77.85メートル
 6 指定年月日 令和7年（2025年）12月5日
 7 指定番号 熊本県指令北景建第204号

熊本県公告第728号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）12月19日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上4652番131の一部
 223.88平方メートル
 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 菊池郡大津町大字陣内1520番地5

西田 勇氣
西田 はる美

熊本県公告第729号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）12月19日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字北甘木字八反畑2319番1、同2308番4、同2328番の一部及び同2335番1の一部
1,488.36平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区新町四丁目4番45号
アラキ不動産管理株式会社

熊本県公告第730号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）12月19日

熊本県知事 木村 敬

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
熊本県立高等技術専門校自動車車体整備科1・2年自動車整備用リフト等一式調達及び設置業務委託
 - (2) 業務に係る発注・入札・契約担当部局
熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課労働企画班（熊本県庁行政棟本館7階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 業務に係る入札事務担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 業務の内容
熊本県立高等技術専門校自動車車体整備科1・2年自動車整備用リフト等一式調達及び設置業務委託発注仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (5) 委託期間
契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日まで
 - (6) 履行場所
熊本県立高等技術専門校
熊本市南区幸田一丁目4番1号
 - (7) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (8) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
 - (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
 - (10) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定さ

れた者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

イ 公告の日から令和8年（2026年）1月9日（金）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

ウ 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

エ 郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得

エ 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イ の提出先へ電子申請し、必要書類及び本公告の写しを持参し、又は送付するものとする。送付する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県立高等技術専門校へ提出し、審査を受け、本業務の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち、「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。なお、熊本県立高等技術専門校の審査を受ける期間は公告の日から令和8年（2026年）1月19日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに審査が間に合わない場合がある。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)の仕様適合証明願（書）

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して、電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年（2026年）1月26日（月）午後3時まで

(4) 提出先

1(3)の入札事務担当部局

(5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(2)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）1月26日（月）午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）2月3日（火）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年（2026年）2月2日（月）午後3時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

- (ア) 日時 令和8年(2026年)2月3日(火)午前10時
 (イ) 場所 1(3)の入札事務担当部局
 (ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)2月2日(月)(必着)までに1(3)の入札事務担当部局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行いうものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札書において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札

カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札

(7) 入札金額の錯誤

入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(3)の入札事務担当部局を窓口として1(2)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。

1(2)の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができます。

ア 入札金額の総額と単価の取り違い

イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(9) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1(2) の発注・入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること

熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課労働企画班

電話番号 096-333-2339

ファックス番号 096-381-6970

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Contract for the procurement and installation of a complete set of vehicle service lifts and related equipment for first and second year students in the automotive body maintenance department at Kumamoto Advanced Technical Training Institute.

(2) Date and Place for tender

Date: Tuesday, February 3, 2026, at 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Procurement Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Labour and Employment Creation Division,

Commerce, Industry and Employment Creation Bureau,

Department of Commerce, Industry and Labour,

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2339

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

登載依頼

熊本県いじめ防止対策審議会公告第1号

令和7年度（2025年度）第14回熊本県いじめ防止対策審議会（答申）を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

令和7年（2025年）12月19日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 緒方 宏明

1 開催日時

令和7年（2025年）12月26日（金）

午後2時00分から午後2時30分まで

2 開催場所

熊本市中央区水前寺1-33-18

水前寺共済会館グレーシア 6階スカイルーム

3 議題

いじめ重大事態に関する調査について（答申）

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局に申し出た上で、会議の会場に入ることができます。

(2) 傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。

6 その他

審議会の冒頭から答申の手交まで、公開で実施する。

7 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課いじめ防止推進班

（電話096-333-2720）